

# 議会運営委員会 会議録

=====  
日 時 令和3年2月8日（月曜日）  
午前10時00分開会，午前10時50分閉会  
場 所 第1委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議長挨拶
  - 4 協議事項
    - (1) 令和3年第1回定例会の運営方法について
      - ①代表質問・一般質問について
      - ②パーティション設置に伴う議場入場者数について
      - ③一般質問通告書の提出方法の一部変更について
    - (2) 機構改革に伴う常任委員会の所管事項等について
    - (3) 議会会議システムにおける各常任委員会資料の閲覧権限について
    - (4) その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（7名）

委員長	海老原 一郎
副委員長	吉田 千鶴子
委 員	吉田 博史
委 員	小坂 博
委 員	鈴木 一彦
委 員	塚原 圭二
委 員	勝田 達也

---

## 欠席委員（0名）

---

## その他出席した者

議 長	篠塚 昌毅
-----	-------

副議長 島岡 宏明

---

説明のため出席した者（0名）

---

事務局職員出席者

局長 小松澤 文雄

次長 天貝 健一

係長 小野 聡

主査 寺嶋 克己

主任 松本 裕司

---

傍聴者（0名）

---

○海老原委員長 ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 鈴木委員は遅れてくるそうです。では、議長の方からご挨拶願います。

○篠塚議長 おはようございます。未だ、自粛期間中が延長ということで、コロナ禍の波が収まらない状況であります。3月定例会、これからどうしようかと、ご相談がございます。皆様方には、よろしく願いいたします。

○海老原委員長 早速、協議事項に入ります。今回よりなるべくタブレットを使用して、会議を進めたいと思います。では、協議事項(1)令和3年第1回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 おはようございます。皆さん、タブレットの準備はよろしいでしょうか。ホーム画面のフォルダが並んでいるかと思いますが、ブルー系の議会運営委員会というフォルダを開いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。その中の、令和3年というオレンジのフォルダを開いていただきますと、2月8日開催と、本日の議運の資料が入っているフォルダがございます。こちらを開いてください。そうしますと、一番左上に件名一覧がございます。こちらを開いていただきますと、今日の日程に当たるものが表示されます。ご覧いただきますと、協議事項として(1)から(3)とございまして、(1)が議会の運営方法について、中身は①代表質問・一般質問、②パーティション設置に伴う議場入場者数、③一般質問通告書の提出方法の一部変更、(2)機構改革に伴う常任委員会の所管事項等について、(3)議会会議システムにおける各常任委員会資料の閲覧権限について、ということで本日ご協議いただきたいと思います。そうしましたら、一度閉じていただきまして、先ほどの2月8日のフォルダに戻ってください。そうしますと、次に、資料1 令和3年第1回定例会の運営方法についてをお開きください。1ページからになります。こちらは、昨年9月定例会から運用しております、茨城版コロナNextのStageに対応した議会運営方法であります。先週の金曜日に、茨城版コロナNextが改訂されまして、各Stageの判断指標に変更がありましたけれど、Stageごとに求められる対応に変更はございませんでした。つきましては、本市議会が取り決めた、この表の運営方法を変更する必要はないものというふうに考えているところでございます。なお、判断指標の変更により、現在のStageは4から3に下がっておりまして、基本的には、12月定例会と同じ運営方法になります。本日ご協議いただきたいのは、まず、一般質問についてですけれども、該当するStage3では、ドント方式で8名以内としておりますけれども、第1回定例会は、代表質問がございますので、案としましては、8名に代表質問の4名を加えて12名にしていかがかというものでございます。2ページ目をお願いいたします。ドント方式の表になりますけれども、表の下から4行目に代表質問というところがございまして、市民ネット21を除く4会派に割り当てまして、それに、従来の8名を加えますと、一番下の合計数の記載のとおり、郁政クラブから順に、4名、3名、2名、2名、1名としていかがかという案でございます。また、前回第4回定例会で、会派間の調整というものも決定してございますので、そちらについても妨げないということで、運用していかかというふうに考えてございます。

続いてもう一点は、第1回定例会から議員と議員との間にアクリル板を設置いたします。幅45センチ高さ60センチのアクリル板を机の上に設置するもので、執行部席も同様です。これにより一定の感染防止対策を講じられることから資料1ページにお戻りいただいて、中ほどの議場への出席者については、議員も執行部も入場制限を撤廃し、Stage 1と同様に従来どおりとしてはいかがかというものです。それからもう一点ございまして、一般質問通告書の提出方法の一部変更についてご協議をお願いいたします。一度閉じていただいて資料2をお開きください。一般質問の通告につきましては先例集に記載されておりまして、これまでのルールでは原則、通告書を持参いただき、入院等のやむを得ない事情がある場合はファックスによる通告が認められておりました。この度、ペーパーレスを目的にタブレット端末が導入されましたので、ファックスによる通告を左側の改正後に記載の通り電話連絡の上、電子メールによる通告と改正してはいかがかという案でございます。電子メールであっても、メールアドレスの間違いや、遅れて受信する場合がありますので、必ず電話もしていただくというものです。なお、通告書の持参につきましては、月曜日の朝に抽選を行っていることや、通告内容に不明な部分がある場合は加除修正していただくこととなりますので、これまで通り持参いただきたいと存じます。以上三点につきまして、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今、説明がありましたが、まず、①代表質問・一般質問についてお諮りいたします。ただ今、事務局から説明がありましたがいかがいたしましょうか。

○吉田(博)委員 いいんじゃないの。

○海老原委員長 事務局説明のとおりで12名ということで、代表質問は、4会派4名、一般質問と合わせて12名ということで、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 代表質問を4名、ドント方式による会派別の一般質問を8名で行うことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりとさせていただきます。次に、②議場入場者数についてでございます。こちらについては、アクリル板が設置されるということで、これについても事務局説明のとおり、全員が入場するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、③一般質問通告の提出方法の変更について、事務局から説明がありましたが、今まで、ファックスで行っていたものを、電話連絡の上、メールで通告を認めるということで、いかがいたしましょうか。やむを得ないという前提でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりといたします。なお、本日決定いたしました第1回定例会の運営方法については、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと思っております。なお、今回先例集の一部を変更することになりましたが、これについて、事務局より補足説明をお願いします。

○天貝事務局次長 ただ今、委員長からお話がありましたように、一般質問の通告方法

を一部改正することとなりましたけれども、これについては、本年第1回定例会から施行ということになりますので、よろしく願いいたします。また、通告書につきましては、今定例会は、ペーパーとの併用ということでございまして、データの方につきましては、事務局からワードでタブレットの方へメールをいたしますので、ワードで編集する際には、ご自身のパソコンにメールした上で編集をしていただくようお願いいたします。なお、先例集の方ですけれども、現在、サイドブックスには、議会提要进行を掲載しております。そちらを見ていただきたいのですが、ホーム画面に戻っていただきまして、グレーのフォルダこちらに議会提要进行が入っています。そちらを開いていただきまして、そうしますとオレンジのフォルダ先例集というのがございます。この中に先例集のファイルが入っておりますのでお開きいただきますと、20ページに渡るファイルになりまして、ファイル名称で、令和元年5月に改正した、改訂した旨、記しているものでございます。これまでは改選時に議会提要进行の改訂版を製本しておりましたが、製本後に改正があっても4年間はそのまますべて使用しておりました。これからはサイドブックスに掲載いたしますので、最新の内容のものを掲載していきたいというふうに考えてございます。つきましては、先例集を最新の内容にしていくにあたって後日条文の改正案。こちらの準備が整った段階で議運でご協議をお願いしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして、何かございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。続きまして協議事項(2)です。機構改革に伴う常任委員会の所管事項等について協議をお願いします。本年4月から機構改革によりまして、2部3課が増えることとなります。11月20日の議会運営委員会にて鈴木委員より、文教厚生委員会が1部2課増えることから3委員会を4委員会とし、文教厚生委員会所管の福祉と教育を分ける検討をしてほしいとのご意見がありましたのでご協議願います。では事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 鈴木委員がまだ見えてないんですが、よろしいですか。

○吉田(博)委員 鈴木委員からあったのか、要請。

○天貝事務局次長 はい。

○吉田(博)委員 じゃあいなくちゃしょうがないだろうな。

○天貝事務局次長 順番を入れ替えますか。

○海老原委員長 これは後にして。順番入れ替えまして、協議事項(3)議会会議システムにおける各常任委員会資料の閲覧権限について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 議会運営委員会のフォルダにお戻りいただきたいと思っております。令和3年2月8日のフォルダです。資料4委員会資料のアクセス権限についてというものでございます。これまで常任委員会の資料につきましては、所管の委員のほか、議員を含む傍聴者、それから所管委員以外の議員から資料請求がありまして、ペーパーの資料をしかるべきタイミングで提供してまいりました。御覧の資料はそれを10時開催の委員

会の場合に当てはめて、これまでの対応と今後データでの資料提供のタイミングの案等について表したものです。左から2番目の所管の委員につきましては、現在、委員会開始時間よりも早く来た委員は会議室でペーパーの資料をご覧になっております。資料につきましては直前まで差し替えを行うこともありますので、今後はデータへの所管委員のアクセス権は委員会開催時間のおおむね30分前を目安とさせていただきたいと存じます。傍聴者につきましては、これまではおおむね傍聴に来られた時点でペーパーの資料を配布しておりました。この対応につきましては今後も継続していきたいと考えております。何故かと申し上げますと、資料に個人情報が含まれている場合や、委員会の議決により秘密会になることも想定されます。そうした場合は資料の回収が必要になることから、確実に回収できるペーパーでの資料提供といたしたいというものです。一般の方へは、そもそもタブレット端末の用意ができませんのでペーパー限定ということになります。右から2番目の資料請求者につきましては、現在では6名いらっしゃいますけれども、これまでどおり委員会終了後にアクセス権を付与してはいかかかと思ひます。これも資料回収に対応できるという考えからでございます。これに関連しますけれども、今後はデータで資料を閲覧できますので、これを機に資料請求者に限定せず全議員にアクセス権を付与するという考え方もあろうかと思ひますのでご協議をお願いいたします。なお、議会運営委員会におきましては、議論の結果、事前に準備した資料と異なった結論に至るといったケースが往々にしてあると思ひます。そうしたことから、他の議員がその資料を見て異なった認識を持ってしまうことが懸念されますので、同じようにアクセス権を付与することはいかなものかというふうに感じますので合わせてご協議をお願いいたします。以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして、皆様のご意見をお願いいたします。

○吉田（博）委員 次長悪いけど、資料請求者。議員の方のアクセス権について、もう一回ちょっとわかりやすく説明してくれる。そこだけちょっとわからないな。

○天貝事務局次長 これまでですね、資料請求者、先ほど申し上げました6名いらっしゃるんですけども、おおむね委員会終了後に紙の資料をお渡ししておりました。所管の議論されている委員の方々に配慮してということもありますけれども、委員会終了後にお渡しをしておりました。今後それをデータでということになるかと思うんですけども、所管の委員に配慮してという、一つの考えと、もう一つは先ほど申し上げた資料回収ということも出て来る可能性もありますので、そういったことに対応するため委員会終了後にデータで閲覧権限を付与するというのでいかかかというものです。

○吉田（博）委員 全議員に。

○天貝事務局次長 これまでは資料請求者のみだったんですけども、こういったタブレットが導入されて全議員も、変な話自宅でも見れるということで非常に便利にはなるかと思ひますので、これを機に全議員にもアクセス権を認めたらどうかというふうに考えてございます。

○吉田（博）委員 とてもいいんじゃないですか。

○海老原委員長 よろしいですか。

○天貝事務局次長 先ほど申しあげました議運の方の資料の閲覧権はいかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 議運か。

○小坂委員 先ほど言ったように、各常任委員会についてはですね、議会の運営方法とかが事前に用意された資料なんですけれど。これが、途中変わるということはおおいにありうる部分で。この事前の資料は閲覧できないようにして、結論を出そうということで、そういう解釈でいいんですかね。

○天貝事務局次長 今、小坂委員がおっしゃったように、事務局の方でもいろんな検討をして資料を議運の方には出しているところですけども、議論していく中で、やっぱり違った結論が導きだされることも、結構あるということですので、それを見たほかの議員さんが違った認識をもってしまわれますと、どうかなというところがあります。その結論に至ったものについては、重要なものについては全協で委員長から報告していただいておりますので、そういう誤った認識を持たないためにも閲覧はどうかなというふうに考えてございます。

○小坂委員 ということは、議会運営委員会の結果の閲覧はできると。もう一つ全員協議会の方にも同じものを載せるといふことの解釈でいいんですかね。

○天貝事務局次長 資料は資料でありますけれども、結果自体は今までも作ってはいなかったんですけれども、全協の方で委員長の方から報告をしていただいているというものです。

○小坂委員 ということは、議会運営委員会の資料は載せないということで、全員協議会の方に載せるといふ。そういう解釈でよろしいんですかね。

○天貝事務局次長 その閲覧権限を与えるかどうかはご協議いただいて。議運の結果は委員長の方から全協で報告いただいておりますので、そこで皆さんにお知らせしておりますので、それでよろしいのかなというふうには感じてございます。

○小坂委員 解釈わかりました。じゃあ、全協でということで。議会運営委員会の事前資料は載せない方がいいんじゃないかと私も思います。

○吉田（博）委員 ちょっと納得がいかないんだよな。でも、これさ。議運に出す資料というのは、事務局と議長で練って出すんだけど。こういうふうにしたいたいところから出すんでしょ。議運に諮ったらば、その考えと違う答えが出るというのもこれはあると。その違った答えは全協で発表するんだけど。前段としてこういった議題が議運に上がったよというのを議員が知るというのも、これ大事なことなんだよな。その中の議論の中で結果的にこれは右になったとかね。そういう結果になるんだけど。その時に議員が質問をして、そのそういう答えになったのはどういういきさつがあるとかさ。そういうのは議論できるから、私はいいと思うんだよね。そういうことに対して議論すること。やっぱり議運の資料もデータとして出すべきじゃないかな。大変難しいところなんだけれどね。ちょっと微妙なところがあるんだろうけれど。やっぱり知る権利とかね議員も知る権利はあるから。議運が終わってから、常任委員会みたくデータで出すというのでいいんじゃないの。

○篠塚議長 議会運営委員会の話題に関しては、いろいろ議論していただいて決定するのに資料と異なることもあるという心配があるので、終わってからすぐですと事務局の方でも資料の差し替えとか遅れるので、もし出すのであればですね1日間を空けていただくと、普通の委員会とは違って、議会運営委員会の資料に関しては、ちょっと間を空けていただいて、それからデータを送るというんだったら可能だと思います。

○吉田(博)委員 それでいいんじゃないの。それでいいと思いますよ。

○海老原委員長 日程についてはですね、事務局になるべく早くということかと思うんですが。

○篠塚議長 ただしですね。差し替え可能じゃないものがあつた場合は、それは非公開という形でもよろしいでしょうか。その時に、もしよろしければ議会運営委員会で諮っていただいてどう対処するかというのを決めて、ちょっと時間かかりますけれども、データ処理の方法が固定するまでですね、そのようにしていただいた方がより安全かと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○海老原委員長 今の差し替えって。

○吉田(博)委員 不可能って、具体的のどういうの。

○天貝事務局次長 いろいろ事務局としては、何かを決める際には、いろいろ案をいくつか示していただいたりしますけれども。その中で案が4つあつて、案1で決まつたという場合には、多分差し替えは必要ないんだろうと思いますけれども。案が1つだつた場合。それが全く別のものになつた場合には、差し替えられれば、差し替えてもいいかと思ひますけれども、それをもつて議論を議運でしているわけですから、そこで差し替えが必要かどうかというのも微妙なところではありますけれども。判断が難しいようであればその場で議運の皆さんにお決めいただくというのもひとつの方法かと思ひます。

○篠塚議長 議会運営委員会の中で議論するものに対して、様々な案件があると思ひます。普通の委員会とはちょっと異なることもありますので、できればですね、このデータを共有するにあつて、その都度ですね議会運営委員会でデータを公表していいかとかご議論をいただいてから、公表の手続きをするという形を、段取りを踏んでいって進めて行っていただければと思ひます。でないと、どういうことが想定されるかわからない点がありますものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田(博)委員 その都度、案件によってあるんであれば、我々もその案件で、これは出さない方がいいとかそういうのをさ、その時にしか、その現場でないと認識できないから今こう言われてもさ。その都度やりましょうよ。そうしたら。ケースバイケースでね。それしかないもんな。具体的に出てこない。

○勝田委員 基本的には、公表をするけれども。基本的にはですよ。ただ、ふさわしくないものがあつたものについては考えるということ。それとも、公表するかしないかは、まあ、全くどちらを原則としないで毎回考えるのか。

○塚原委員 基本的には、それをオープンにしてその中でのだめなものは協議の中で出さないというのがいいのかなあと思ひます。

○吉田（博）委員 要は会議だって秘密会議っていうのがあるからな。それと同じような感覚でさ。それは事務局とか議長の方からこの案件について皆さんに公表するかどうかというのを、まず、協議してほしいということを前段でやればいいんじゃないの。ただ、原則、今、塚原委員が言ったように原則公開というのは頭に置いておいてもらいたいな。

（「鈴木委員」出席）

○海老原委員長 皆さんの意見もですね。鈴木委員、今、議会会議システムの日程の（３）をやっているんですが。見てもらった方が早いかな。大丈夫かな。いいですか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 ご意見は、議会運営委員会も含めまして、常任委員会もですね、含めて委員会終了後にですね、全議員に委員会の資料を閲覧できるようにしてはいかがでしょうかということ。基本的には原則公開で、案件によっては公開しない。常任委員会とは別に、議会運営委員会だけの話ですが、議会運営委員会については、基本的には資料のですね原則公開を前提としまして、閲覧させてはまずいものについては議会運営委員会で判断しましょうということなんです。そういったことでよろしい。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 皆さんもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 それでは、事務局の方もそれでいいかな。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。元に戻りまして、協議事項（２）になります。機構改革に伴う常任委員会の所管事項等についてでございます。これについてはですね、繰り返しますが本年４月からですね、機構改革によりまして２部３課が増えることになります。１１月２０日の議会運営委員会にて鈴木委員より、文教厚生委員会が１部２課増えることから３委員会を４委員会とし、文教厚生委員会所管の福祉と教育を分ける検討をして欲しいとのご意見がありましたのでご協議をお願いいたします。では事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 フォルダの方に戻っていただきまして、資料３機構改革に伴う常任委員会の所管という資料をお開きください。本年４月から執行部の機構改革がございまして、データの下ページ番号でいいますと２ページから４ページ。こちらに記載の機構改革が行われます。今回の機構改革では、全体で、今お話がありました２部３課の増設となりますけれども、これまでの組織を分割したもので、全く新しい業務が加わる機構改革ではないと考えてございます。１ページにお戻りいただきたいと思えます。１番に記載のように現状の常任委員会に所管する部署を当てはめると、２重線で強調してある部分に変更される部分でございまして、総務市民は１課増え、文教厚生は１部２課の増、産業建設は１部の増ということになります。今回、４つの委員会にすると、検討するということでございますので、まず２番の県内の状況についてご説明いたします。資料の下ページ番号で５ページをお願いいたします。４つの委員会がありますのは、議員定数２８の議会、水戸、日立、つくばのうち水戸とつくばのみということになって

ございまして、所属する委員数は、右の方の括弧書きで7名ということになっております。日立市は、委員会の数を減らしまして所属委員を多くしているということが見て取れます。土浦市と同程度の議員定数の市は4番のひたちなか市から9番の神栖市辺りであろうと思いますけれども、委員会の数は3委員会。それ以降の自治体もほぼ3委員会でございます。25番目の那珂市につきましては4委員会でありますけれども、これは原子力関係の委員会がございまして、おそらく特別委員会のような扱いのものだと考えられますので、これは特殊な事例だというふうに考えてございます。所属委員が6名で編成されている議会は、おおむね大体20番の小美玉市辺りから下の小さな規模の自治体となろうというふうに思います。1ページにお戻りください。3番の委員会の数や委員定数に関するこれまでの議論についてです。議会改革の特別委員会で議論された経緯がございまして、1点目は委員会で議論を交わす上での最低の人数は6から7名であると。2点目では、小さい自治体では委員の数を確保するために一人が複数の委員会に所属して10名くらいにしているところもあるという議論がなされました。また、資料に記載してございませんが、本市の議員定数を28名から24名に削減する際に委員会も4から3に削減してございます。その時には各党派で協議した上で正副議長経験者会議や会派代表者会議で議論して、その後、最終的に議運で決定したという経緯がございまして、今回逆に4委員会に増やそうとするのであれば、そういった手順を踏んでいった方がよろしいかと考えてございます。続いて4番の4委員会にして、単純に計算しますと委員が6名というふうになりますので、そうした場合の課題についてです。(1)は委員長を除きますと5名での採決となりますので、多様な意見が反映されにくいだろうというもので、(2)は欠席者が出ますと更に少人数での採決をすることになってしまうというような課題が挙げられます。メリットとしては鈴木委員がおっしゃったように時間が文教厚生委員会の時間が削減されるだろうというものと思います。これらを踏まえましてご協議をお願いしたいと存じます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして、皆様のご意見をお願いいたします。

○小坂委員 一つはですね、機構改革ということに合わせて常任委員会の数を増やそうということの積極的な理由が私にはちょっと見つからないんですが、たとえば今のコロナの状況も含めまして、じゃあ6人とした場合と8人でどう議論がされるのかという。まあ、下に4番の6人とした場合の課題というのが出ていますが、まさにこのとおりになるだろうということだと思います。当然委員長1人抜くわけですから。ですから私としましては、現状の3常任委員会でもよろしいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木委員 ここまでの資料を作っていただいております。今、小坂委員がおっしゃったように4番のその6人とした場合の課題というのもまあもつともだという部分とあとは、中身の部分で文教厚生で保健福祉部、こども未来部、教育委員会となった場合に、今度どこを切り離すのかというのが難しいかなと思って今。特にこども未来部の部分が教育委員会と保健福祉部にまたがってくるような部署にもなってくるので、これはやっぱり一体的に審議をするしかないのかなという部分も今、この整理された資

料を見て感じたところなので、自分で言うておいてなんですが、無理に4つにする必要がないというか、できないのかなというのが、今これを見て感じました。私は、こども未来部だけができる念頭でいたんだけど。都市産業の方も分かれるわけだし、そうなってくると、あとは予算の量とね審議する時間の問題だけなんで、それは委員会の方で2日間にわけてやるとか、いろいろ工夫をすれば乗り切れるのかなというところを感じたし、とりあえず無理に4つに割らなくてもいいのかなということは、今この資料を見て私も感じました。

○吉田（博）委員 3つでいいよ。3つでやろう。

○海老原委員長 それではですね。機構改革は決まっていますが、それに伴う常任委員会の変更はしない。現状どおりということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 ただですね。ただしですね、機構改革。天貝次長

○天貝事務局次長 そうしますと、資料の1ページの1番に記載のとおり、機構改革に伴って新しい部ができるということがありますので、所管、それぞれの委員会の所管については、こちらに記載のままでよろしいということで。

○海老原委員長 ご異議ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

○吉田（博）委員 動かしようがないもんな。

○海老原委員長 ただ名称についてなんですが、名称について、今までどおりにするのか、変えるのか。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料の下の表示のページ番号で5ページをお願いいたします。表の右側に参考に県内各市の常任委員会の名称を記載してございます。次の6ページをお願いいたします。常任委員会の名称にこどもが含まれる自治体は、こちらに記載のとおり全国で9自治体でありまして、名称の組み合わせとしましては、こどもと教育、これがセットになっている委員会と、こどもと文教がセットのところがございます。3番目の東近江市。こちらは福祉部門と教育部門。それからこども部門の3部門を所管していることから、名称が福祉教育こども常任委員会という長い名称になってございます。これらを基にご協議いただければと思います。

○吉田（博）委員 名称はいいだろうよ。文教厚生ってかっこいいよ。これ。

○海老原委員長 ではですね、名称については現状のままでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 委員会の名称については、現状どおりとさせていただきます。

○天貝事務局次長 所管部署の構成と名称をお決めいただきましたので、次の議運の時に委員会条例改正案をご協議いただきまして、第1回定例会の方に上程する運びとなりますのでよろしくをお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、その他何かありますか。

○天貝事務局次長 今お使いのタブレット端末につきましては、ご存じのとおりオンライン会議を行うということも目的の1つで、コロナ対策の臨時交付金を充当しております。

す。そうしたことから、今後、ズームというインターネットサービスを用いましてオンライン会議を行っていきたいと考えてございます。しかし、現状の会議規則や委員会条例では、正式な委員会でのオンライン会議はできないと解釈されますので、まずは打ち合わせ程度の内容や事務局からの事務連絡等を行う場面でオンライン会議を実施してまいりたいと考えております。その他、広報広聴委員会については決まりがございませんので是非オンラインで行っていただきたいというふうに考えてございます。現在のコロナ禍の様な非常時に、正式な委員会でのオンライン会議を行うにはこのように制約があり課題となっております。今後、オンライン会議を体験していただく中で、その課題を見出して、条例等の整備の検討も必要ではないかと感じているところです。なお、取手市では非常時にオンライン会議をできるよう委員会条例をすでに改正してございます。その取手市からは、非常時にオンライン会議に必要な自治法改正を求める意見書の提出について、県南市議会で検討するよう求められておりますので、これらを踏まえまして今後オンライン会議を体験していただきたいというふうに考えてございます。

○海老原委員長 ただ今の件につきまして、特別何かありますか。

○吉田（博）委員 徐々にやろうよ。

○海老原委員長 そのようにお願いします。その他何かございませんか。

○篠塚議長 皆さんのところに健康増進課からメールが送られていると思うんですが。今回ですね新聞記者会見があるということで急遽専決処分の資料が添付されて送られたと思うんですけれども。その後に経緯書というものを送らせていただきました。本来メールを送る資料に関しては議会事務局が一括しているんですが、健康増進課だけですね、コロナ感染症に係る資料がございまして、そちらで直接送付をしております。ただ今回このような専決処分の情報がメールでいきなり流れたこともありますので、今後は事務局と相談をしながら、そのようなことがないように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 この件については、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 先日電話がかかってきたのは文教厚生委員だけなのかもしれないんですけども。順番として、議長は先に知らされてての話ではなかったんですか。専決処分をしましたというのが議長にあって。議長から流れてくる流れが正常だと思うんですけど。そうじゃなかったということですか。

○篠塚議長 今回のワクチン接種に関しては、12月の議案で提出議案があってワクチン接種を進めていくということが決まりましたものですから、その中の細かいところだったので、報告は電話があったんですが、同時に、ほとんど同時に、その日のうちに送られてきたということで。事情は新聞記者会見があるということだったことですから。段階としては、こちらの方に知らせがあってから送るようになっていきますので、そこはちゃんとなってます。

○鈴木委員 やっぱ、我々議会、組織なんで、できればすべて議長を中心にピラミッ

ドで、今後やっていただくように執行部の方に議長の方からも申し入れるようお願いいたします。

○篠塚議長 もう一点ですが。このタブレットに関してワウトークの件に関してなんですが、皆さんワウトークで確認しましたっていただくんですが、実はメールの方が既読したということがわからないので、重要なメールに関してはワウトークで事務局からメールを送りましたと送らせていただいているのですが、開いていただければですねワウトーク開いていただければ既読で事務局の方で見ていただいたというのがわかりますので、返事がですねだんだん重なっていきますと了解が何の了解だかわからなくなってくるので、今後ですね、そのワウトークの使い方に関してもいろいろとご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○海老原委員長 返事をしなくてもいいということで。これは統一して。

○吉田（博）委員 開けば読んだってというのがわかるんだな。返事しなくていいんだ。

○海老原委員長 これは事務局からでいいのかな。

○天貝事務局次長 議長からありましたように、まだ皆さん慣れていないでしょうからダブルでお知らせしている状況で、ワウトークを開いていただければ事務局で開いてただけたんだという確認ができますので、特段コメントがなければそのまま結構ですので、必ずメールの方を開いていただければと思います。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。終わる前にですね、先ほどの議運のですね資料もですね閲覧できるような、会議終了後に閲覧できるようにするということになりましたが、本日のですね資料については公表するというので、早速なんですけれどもよろしいでしょうか。

○小坂委員 結論、これと変わってしまったんですけど。これも出すということですか。今の言い方では。

○海老原委員長 いや。できたものだよな。

○小坂委員 資料自体は変わらないですけども、結論は違うわけなんだけれども。じゃあ結論を出すのか。資料を出すのか。

○天貝事務局次長 本日の資料については、あくまでも事務局からの提案ということで。はっきりと書いてない部分もございます。ただ委員長からもお話がありましたように、たとえば今日の議論いただいた第1回定例会の運営方法については、全議員にメールでお知らせをしますので、事務局としては公開しても大丈夫かなというふうには考えてはございます。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。